

埋蔵文化財に関する主な法的根拠

1 発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をおこなおうとする時は、発掘届出書を発掘に着手しようとする60日前までに、大阪府教育委員会教育長に届け出なければなりません。

(文化財保護法第93条第1項)

第93条第1項 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 遺跡の発見届出、停止命令等

発掘届出による調査以外で、遺物や、遺構によって遺跡と認められるものを発見したときは現状を変更せずに大阪府教育委員会教育長に届け出なければなりません。

大阪府教育委員会教育長は、この届出のあった場合、その現状を変更する行為の停止又は禁止を命じることができます。その期間は、3ヵ月ですが、調査の進行にあわせて通算して6ヵ月まで延長できます。

また、大阪府教育委員会教育長に届出がなされなかった場合においても現状変更の停止等措置を執ることができます。

(文化財保護法第96条第1項)

第96条第1項 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

3 費用負担

個人住宅などは、公費負担でおこなっています。

開発などの場合には、事業者に協力を求めています。

(文化財保護法第99条第1項)

第99条第1項 地方公共団体は、文化庁長官が第98条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 試掘調査

本市において、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で開発行為を行おうとする時は、事前に試掘調査が必要です。

富田林市開発指導要綱

- | | |
|------|---|
| 第11条 | 開発者は、開発区域における文化財の保護、保存に努めるものとする。 |
| 2 | 開発者は、伝統的建造物群保存地区及び「富田林寺内町地区町並み保全要綱」に定める保全区域並びに史跡、名勝等の周辺地域において開発行為等を行なう場合は、景観の保全にも配慮した計画とすること。 |
| 第30条 | 開発者は、開発区域の埋蔵文化財について必要と認められる場合は、市の指導のもと自らの負担で発掘調査等及び遺構遺物の保存処理を行なわなければならない。 |

富田林市開発指導要綱細則

- | | |
|------|---|
| 第14条 | 埋蔵文化財を発見した場合には工事を中止し、直ちに市教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。 |
| 2 | 伝統的建造物群保存地区及び「富田林寺内町地区町並み保全要綱」に定める保全区域における開発行為等は、景観に配慮した立面図等の計画図書を市に提出すること。 |
| 3 | 史跡、名勝等の周辺地域における開発行為等は、市の指示により、景観に配慮した立面図等の計画図書を市に提出すること。 |
| 第32条 | 開発行為等の計画に先立ち、市教育委員会において周知の埋蔵文化財の有無を確認すること。 |
| 2 | 発掘調査等は市教育委員会と協議のうえ、掘削等工事着手までに行なうこと。 |
| 3 | 過去に埋蔵文化財調査が完了した住宅等において、既に埋蔵文化財が消滅した箇所の発掘調査等は必要としない。 |